

健康保険（共済組合）

厚生年金（共済年金）

資 格

取 得

喪 失

証 明 書

保 険 者 番 号		記 号		番 号		被保険者 住 所	
基 礎 年 金 番 号							
区 分	氏 名		続 柄	生 年 月 日	取 得 喪 失 年 月 日	取得喪失の理由又は備考	
被 保 険 者 (組 合 員)			本 人	. .	取 得 . .	※喪失年月日：退職の場合は原則その翌日	
					退 職 . .		
					喪 失 . .		
被 扶 養 者	1			. .	取 得 . .		
					喪 失 . .		
	2			. .	取 得 . .		
					喪 失 . .		
	3			. .	取 得 . .		
					喪 失 . .		
	4			. .	取 得 . .		
					喪 失 . .		
	5			. .	取 得 . .		
					喪 失 . .		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

事 業 所 所 在 地

事 業 所 名 称

代 表 者 名

電 話 番 号

()

印

加入手続きに 必要なもの	① 資格喪失証明書 ② 年金手帳 ③ 印鑑 ④ 年金証書 ※65歳未満の方で、年金を受給している方 ⑤ 離職票又は雇用保険受給資格者証等 ※国民年金保険料の免除申請を希望する方	加入手続きは 14日以内に！	国保の資格は、職場等の健康保険をやめた月から取得することになります。加入の届出をした月からではありません。 届出が遅れると国保税をさかのぼって納めていただくことになり、その間の医療費は全額自己負担となる場合があります。
		退職者医療制度	国保に加入する65歳未満の方で、厚生年金や各種共済組合などの年金を受給され、その加入期間の合計が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方が対象となりますので、該当する方は加入期間のわかる年金証書をご持参ください。

※ 国保税を口座振替で納付する場合は、「通帳」「通帳印」を金融機関に持参しお手続きしてください。